



【ごあいさつ】皆様こんにちは。年度初めは法改正の多い時期です。
今月は、平成28年4月1日施行の法改正をご案内します。



【1】雇用保険の保険率が変わります

雇用保険率が、①一般の事業→**従業員の負担0.4%、会社負担0.7%**、②建設業→**従業員の負担0.5%、会社負担0.9%**、③農林水産業・清酒製造業→**従業員の負担0.5%、会社負担0.8%**に引き下げられました。

【2】健康保険の等級の最高額が変わります

健康保険の**等級の最高額**が、(旧)121万円円→**(新)139万円**に引き上げられました。(旧)等級で最高額に該当していた被保険者は、平成28年4月より(新)の等級の最高額に引き上げられます。引き上げ後の保険料は、5月支払いの給与から控除することとなります。

【3】健康保険の「傷病手当金」「出産手当金」の計算方法が変わります

健康保険には、私傷病や出産で勤務せず、給料が支給されないとき等の所得保障として、傷病手当金、出産手当金という制度があります。欠勤1日あたりの給付額が、「原則として**過去1年間の標準報酬月額**（給与を等級に当てはめたもの）の**平均額**÷30日×3分の2」となりました。

～社会保険労務士まつもと事務所からのご案内～

- ① 「労災と健康保険の違い」について、**社員の方に説明できる文書があったらいいな、というご要望があり、社内向けの案内を作成しました。よろしかったらお使いください（裏面に記載）**
- ② 保険料の改定時、給与ソフトの設定変更や金額チェックが手間だと感じることはありませんか？
当事務所では、**給与計算業務を積極的にお引き受けしています。**
給与計算の時間を本業に使いたい！そんなときは、ぜひ、給与計算業務をご依頼ください。

～ちょこっとコラム～



3月に、埼玉中小企業家同友会埼葛地区会の勉強会で、実際に特許を取得した方や弁理士の方からお話をうかがいました。特許分野は専門性が高く難しそうなイメージがあったのですが、日常生活で思いついた「こんな商品があったらいいな」「不便が解消されるかも」という気持ちが発端となって商品化されたものがたくさんあることを知って、特許の世界をぐっと身近に感じた次第です。

新卒時にホームセンターの採用試験を受けたのですが、1時面接の課題は「あなたが『あったらよいと思う商品』をプレゼンしてください」というもの。当時住んでいた実家は平屋で、夏は、網戸に扇風機という状態で寝ていた私が欲しかったのは「鍵付きの網戸」。プレゼンの際は「ほうっ」という反応もあったことを思い出し、弁理士の先生に「特許取れますか？」と質問したところ、「鍵や網戸など、今あるモノを組み合わせただけでは特許は取れないんですよ」とのこと。やはり、特許取得はそんなに簡単なものではありませんでした…。それでも「どんな商品（やサービス）だったら売れるの？世の中が求めているの？」と考えると、ワクワク楽しい気持ちになります。

こんなときは、会社に報告・相談してください

会社名

担当部署・担当者

【 社会保険の給付について 】

社会保険（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金）の給付は、利用できる条件が異なります。迷ったときは、まず、会社に報告・相談してください。

<下記は、給付の一例です>

ケース	該当する保険	手続き等についての留意点
① 勤務時間中に、仕事が原因でケガをしてしまった場合	● 労災保険 (給付内容:治療代は無料。休業中の所得補償制度あり)	・会社へ報告してください。 ・申請には会社の証明が必要となります。 ・勤務中でも、私的な行為中や休憩時間中のケガは、原則として労災保険は適用されませんのでご注意ください(迷ったときは会社に相談してください)。
② 通勤途中にケガをした場合 ※単独のケガ、相手方がいるケガ(交通事故等)とも対象	● 労災保険 (給付内容:治療代は原則無料。休業中の所得保障制度あり)	・会社へ報告してください。 ・申請には会社の証明が必要となります。 ・通勤途中に個人的な用事をしているとき(買い物、知人との食事等)やその後の移動については、労災保険が適用されないことがあります。 ・交通事故で、自賠責保険と労災保険の両方に該当する場合は、保険相互の優先順位に基づいて支給されます(一方の保険が、不支給、一部支給の場合もあります)。
③私傷病で、欠勤が続くとき (上記①、②以外の場合)※健康保険は、仕事以外のケガ等が対象	◎ 健康保険 (給付内容:傷病手当金として、欠勤中の所得保障制度あり)	・会社へ報告してください。 ・申請には会社の証明が必要となります。 ・給付額の原則的な計算方法は、1日あたり「過去1年間の標準報酬月額÷30日×3分の2」です。 ・上記の申請書とは別に、会社へ医師の診断書の提出を求めています。
④私傷病の入院や通院で医療費の窓口負担額が高額となる可能性がある場合、又は高額な医療費を支払った場合	◎ 健康保険 書類の名称 (a) 限度額適用認定申請書 (b) 高額療養費支給申請書	・自己負担額が高額となる可能性がある場合 → 左記(a)の手続きを事前に行うと認定証が交付されます。その認定証を病院の窓口で提示することで、窓口負担を一定額以下に抑えることができます。 ・上記の手続きをしなかったが、窓口負担が高額となった場合 → 一旦、病院の窓口で医療費を支払った後、一定額を超えた額について、けんぽ協会等に返金の請求をすることになります。書類は左記(b)を使います。 ・申請方法について不明なときは、会社へ相談してください(上記(a)(b)は個人で手続きすることもできます)。

上記以外にも、出産、育児、家族の介護で休業するとき等にも、給付や保険料免除制度など、様々な社会保険制度があります。(介護休業については、必ずしも介護保険適用の家族の介護に限らず、子どもや配偶者の介護も対象となります)。

困ったとき、迷ったときは、会社へご相談ください。